

令和8年度大阪市都市農業等振興事業業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度大阪市都市農業等振興事業業務委託

2 業務目的

大阪市では、平成30年6月に「大阪市都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）」（令和6年3月に見直し）を策定し、新鮮な農産物の供給とともに都市農業の有する農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の大都市にふさわしい機能を的確に発揮することによって、大阪市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目指している。

大阪市の農業は規模が小さいながらも、生産地と消費地が近いため新鮮な状態で消費者の元に農産物を届けられるという強みを持つ。また、大阪の農業と食文化を支えてきた歴史をもつ「大阪市なにわの伝統野菜」や、市内農業者や大阪市農業協同組合、種苗メーカーが連携して取り組み始めたイタリア野菜などが栽培されており、市内産農産物のブランド化を目指して様々な試みが行われている。さらに、大阪市では「市内産農水産物付加価値向上事業」にて農水連携を促進しており、淀川産しじみをはじめとした市内産の水産品と農産品のコラボメニューの開発・発信を支援することで市内産農水産品全般の付加価値向上に取り組んでいる。

これらのような大阪市ならではの農業や漁業の魅力や取組を、プロモーション活動や農水産物の旬の時期に合わせた魅力発信イベント等を定期的に実施することで広く普及させ、市内農業及び漁業の振興発展に寄与することを目的とする。

※参考情報

- ・大阪市なにわの伝統野菜について

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000119574.html>

- ・大阪市内産イタリア野菜の取り組みについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000490645.html>

- ・大阪市の漁業振興の取組について（市内産農水産物付加価値向上事業）

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000615118.html>

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

4 履行場所

本市指定場所

5 業務内容

(1) 事業計画の策定

受注者は、「基本計画」及び令和5年12月に作成した「令和5年度 大阪市内の農地・農業に関するアンケート 報告書」を参考に、市内農業者の現状の把握及び分析を行い、上記「2 業務目的」を達成するための全体計画及び各業務についての具体的な事業計画を立て、工程表と併せて提出すること。

なお、本事業を実施するにあたり、契約締結後に必要に応じて次の組織・団体等へ発注者より紹介することができる。なお、内容に応じて有償となる場合もあるが、その経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

- ・大阪市農業協同組合 (<https://www.ja-osakashi.or.jp/>)
- ・株式会社大阪鶴見フローワーセンター (<https://tsurumi-wfm.jp/>)
- ・大阪市漁業協同組合 (<http://www.osakashigyokyo.or.jp/>)

※参考情報

- ・「基本計画」及び「令和5年度 大阪市内の農地・農業に関するアンケート 報告書」
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000442998.html>

(2) 農水産物のプロモーション業務

本業務は、イタリア野菜やなにわの伝統野菜など市内産の農水産物の認知度や購買意欲の向上を目的に、プロモーション活動を実施すること。

ア SNSを活用したプロモーション業務

- (ア) 大阪市都市農業等振興事業に係る公式アカウント(Instagram、Facebook、X、YouTube)について、「5(1)事業計画の策定」に記載の内容に加えて、効果的な発信の頻度や運用の仕方等、運用の戦略を立案すること。

※参考情報

令和7年11月末現在、使用しているアカウントは下記のとおりである。

	媒体	アカウント名	フォロワー数 (11月末現在)
1	Instagram	大阪市公式 大阪シティファーム	585人
2	Facebook	大阪市公認 大阪シティファーム	108人
3	X	【大阪市公式】 大阪シティファーム	131人
4	YouTube	【大阪市公式】 大阪シティファーム	404人 (チャンネル登録者数)

令和7年度大阪市都市農業等振興事業に係る公式SNSアカウントについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000538392.html>

- (イ) 市内農水産物への興味を促し、各SNSをフォローしたくなるようなコンテンツを企画・作成し、上記SNS媒体1～3について、それぞれ月に2回以上投稿すること。投稿内容の作成にあたり、以下の内容を含むこととし、発注者が内容を確認後に投稿すること。なお、各SNSアカウントのIDとパスワードは、契約締結後に受注者へ提供する。

- ① 受注者の持つ発信ノウハウ（情報収集・取材・撮影（写真・動画）・デザイン等）を最大限活用し、SNSの特性を生かしたものとすること。さらにターゲット層に合っ

たテーマ性あるいは連続性等を持たせる、インフルエンサー等を活用するなど、都市農業の認知拡大を図り、市内農水産物についての知識を深められる内容にすること。フォローにつなげるため、市内産農水産物の加工品等をプレゼントすることも可とする。インフルエンサー等を活用する場合、受注者で選定し、発注者の承諾を得ること。選定の際は、起用理由について説明すること。

② 2分以内（X、Instagram に投稿可能な長さを目安とする。）の動画を8本以上作成し、投稿すること。うち4本の動画は以下の内容をテーマにすること。作成した動画は、YouTube にも投稿すること。

- ・大阪市なにわの伝統野菜や市内産イタリア野菜等の産地ブランドの推進に関するこ
- ・2026年度に大阪府内で開催される「全国豊かな海づくり大会」の機運醸成及び淀川河口域を中心とした大阪市の漁業に関するこ
- ・市内産農水産物をはじめとする地域の多様な資源を活用した取組（6次産業化、農業と観光の連携等）に関するこ
- ・2027年に横浜で開催される国際園芸博覧会の機運に乗じて、大阪市内の花きの魅力や価値が高まるような内容に関するこ

(ウ) (3)～(6)で実施するイベントの準備風景など閲覧者が参加したいと思わせる内容をイベントごとに最低2回は発信すること。

(エ) SNSについて下記数値を集計のうえ発注者に対して毎月報告すること。また、当該数値の増減等、その推移について分析を行い、発注者に報告すること。なお、集計した数値の推移に基づき、課題があれば受注者の持つノウハウを最大限活用し、解決策を発注者に提案すること。

【集計する数値】

X：フォロワー数、表示回数

Instagram：フォロワー数、表示回数

Facebook：アカウントへのいいね数、リーチ数

YouTube：動画再生回数

イ アのSNSを活用したプロモーションに加えて、テレビ、新聞、ラジオ等の各種マスメディアを活用した効果的な発信媒体・方法により、発注者の承認を受けたうえで広告宣伝することも可とする。

(3) 農産物の販路開拓業務

本業務は、市内産の農産物の販路開拓にむけて、生産者と食関連事業者間の関係の構築を目的とする。生産現場を見学するイベントなど、食関連事業者が市内産の農産物・農業について、認知する機会を創出し、生産者と食関連事業者との交流を深めるイベントを企画し、実施すること。

ア 内容

市内産の農産物に興味・関心を持つ食関連事業者を生産現場に迎え、生産者と直接交流できる企画を実施すること。また、実際に市内産の農産物を使用している飲食店や販売店に訪問するなど、生産者との具体的な取引がイメージしやすくなる工夫を行うこと。

イベント後も交流が続けやすい、市内の食関連事業者や大阪市近郊の食関連事業者を中心広報・募集し誘致すること。

なお、生産者については、発注者と協議のうえ決定すること。

イ 実施回数

1回以上実施すること。

ウ 実施場所

受注者において選定すること。ただし、大阪市内に限る。

エ 参加者数

生産者と参加者が密に交流できるよう、参加者の定員は10名程度にすること。

オ イベント参加料

原則無料とすること。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可とする。

その場合は、発注者と協議のうえ徴収することとし、その収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

(4) 食の魅力発信業務

本業務は、市内産の農水産物の新鮮さ・美味しさといった食としての魅力を市民に対し広く発信し、市内産の農水産物の認知度及び購買意欲の向上を目的とする。本市では「大阪市農業サポーター」など、市内産の農水産物を販売又は原材料として活用している店舗や加工業者も多いため、それらとの連携やシェフ実演による試食会など、農産物の旬の時期に合わせたイベントを企画し、実施すること。

※参考情報

・大阪市農業サポーターについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000484402.html>

ア 内容

イベント参加者が市内産の農水産物（市内産農水産物を原料とした加工品も含む。）を実食できる内容にすること。

イ 実施回数

2回以上実施すること。なお、1回はワークショップ等の体験型イベントとすること。

ウ 実施場所

受注者は、イベント実施に必要な会場を確保すること。ただし、大阪市内に限る。

エ イベント参加料

原則無料とすること。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可とする。その収入は本業務実施にかかる経費に充当すること。

オ イベントの参加者が自身のSNSでイベントの写真を投稿するなど、参加者自身が食の魅力発信の広報ツールとなるよう工夫を凝らすこと。

(5) 農業等啓発イベントの実施業務

本業務は、市民に都市農業の多面的な機能を伝え、また、市内農業や漁業の魅力を実感できる機会を設けることにより、将来的な市内農業及び漁業の発展へ繋げることを目的とする。今まで農業や漁業に関心がなかった層への参加を促すイベントを企画し実施すること。なお、

これまで農業や漁業に関心がなかった層への参加を促すためにも、他のイベントとの共催や出展も可とする。

ア 内容

市内産の農水産物の魅力を伝えるだけではなく、都市農業の有する機能や役割等についても学習できるものとすること。また、以下の2点を必ず盛り込むこと。

(ア) 2027年に横浜市で開催される「国際園芸博覧会」の機運に乗じて、大阪市内産の花きの魅力や価値が高まるような内容にすること。

(イ) 2026年11月に大阪府内で開催される「全国豊かな海づくり大会」の周知を行い、あわせて大阪市内の漁業についての周知・広報を行うこと。ただし、「全国豊かな海づくり大会」の周知は開催日までの間に実施すること。

イ 実施時期

発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 実施場所

発注者と協議のうえ決定すること。ただし、大阪市内に限る。

エ 参加者数

1,000人を目標とすること。

オ イベント参加料

原則無料とすること。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可とする。その収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

(6) 農地・農業に対する理解醸成業務

市内在住者に対し、市内の農産物の新鮮さ、美味しさ、歴史等についての理解醸成を目的に、簡単な農業学習（農業セミナー）を盛り込んだ農業体験イベントを次のとおり実施すること。

ア 実施回数、実施時期

2回以上実施すること。

イ 実施場所

受注者は、大阪市内において農業体験実施に必要な会場を確保すること。各回40名程度が参加できる規模にすること。なお、会場のスペースや進行の都合で一度に40名を受け入れられない場合、時間を分けて2部制にするなど、合計で40名程度の参加も可とする。

ウ イベント参加料

原則無料とすること。ただし、必要に応じて実費相当額を徴収することも可とする。その場合は、発注者と協議のうえ徴収することとし、その収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

エ その他

農業学習の講師については、テーマに沿ってセミナーを実施できる者を手配すること。なお、テーマの詳細については発注者と調整して決定する。

(7) 募集・受付業務

ア 受注者は、当該業務における上記(3)～(6)の各参加希望者の募集及び受付を行うこと。ま

- た、募集を実施する際は、発注者と十分に協議を行ったうえで周知すること。
- イ ホームページ、SNSの活用など、効果的な募集広報を行うこと。また、パンフレット等の広報物の作成の際は、発注者と協議すること。本市広報媒体を活用する場合は、調整に時間を要する場合があるので、早期に発注者へ相談すること。
- ウ 受注者は参加希望者から申込を受け付け、参加者名簿を作成すること。
- エ 募集にあたり収集した個人情報は適切に管理を行い、個人情報漏洩を防ぐための対策を、募集開始までに発注者へ書面にて報告すること。また、募集期間中に当該個人情報の管理状況を最低1回は発注者へ報告するとともに、募集終了後速やかに個人情報の管理状況について発注者へ書面にて報告すること。
- オ やむを得ない事情以外のキャンセルが出ないよう、申込者に適宜連絡を行うこと。

(8) 各業務の運営

- ア 自然災害など、やむを得ない理由によりイベントの実施ができないと発注者が認めた場合は、イベント参加予定者に中止等の通知をすること。なお、イベントについては実施を延期し、速やかに別日程への変更手続きを行い、参加者に通知すること。また、これに係る経費については受注者が負担することとする。
- イ 受注者は各業務を円滑に実施できるよう準備を行うこと。講師（講師への謝礼金及び旅費を含む。）及び機材等の手配、各事業者との調整等が必要な場合は、受注者において手続きを行い、資料等の準備も行うこと。
- ウ 受注者はアンケート用紙を作成し、各事業の終了後にアンケート調査を実施し、参加者の満足度調査を行うこと。
- エ アンケート内容については、発注者と協議のうえ、調査項目を定めることとする。受注者は上記ウの結果について効果検証を行ったうえで、発注者に報告すること。

6 業務実施体制等の報告

本仕様書に定める業務内容を踏まえ、業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。特に受注者の担当変更等の事態に迅速に対応できる体制を作ること。また、受注者の業務実施体制、連絡体制を契約締結後速やかに書面で発注者へ届け出て、承諾を得ること。

なお、業務実施体制の変更等や、届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容について改めて発注者へ書面で届け出て、承諾を得ること。

7 その他

(1) 全体的な留意事項

- ア 受注者は事業の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な業務運営に努めること。
- イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において適宜協議調整を行い決定する。
- ウ 受注者は業務を遂行するにあたって不明な点がある場合は、その都度、発注者に申し出て協議したうえで対応すること。ただし、緊急性を伴う事象については、発注者との事前協議なく判断できるものとするが、事後に必ず発注者に報告し、その後必要な対応等につ

いて発注者の指示を受けること。

エ 受注者は、必要に応じて、事業の進捗状況等を発注者に報告すること。また、発注者から求めがあった場合は、その都度遅滞なく報告すること。

オ 受注者は事業の成果についてまとめた報告書を下記のとおり作成すること。

- ・報告書：紙2部（A4判、縦型、横書き左綴じ、簡易製本）及びCD-R1枚

- ・制作した動画データ：動画ごとにDVD1枚

上記CD-R及びDVDの提出について、提出前にウイルスチェックを実施し、コンピューターウィルスが存在しないことを確認すること。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを使用すること。

また、報告書の内容については、本市ホームページ等で公開する場合もあるため、関係者に事前に十分説明し、了承を得ておくこと。

(2) その他の条件

ア 本業務における成果物は全て本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、又は使用してはならない。

イ 本業務にかかる記録としての写真等の撮影にあたっては、本市ホームページ等で公開する場合があるため、関係者に事前に十分説明し、了承を得ておくこと。

ウ 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

エ 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。